

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年7月1日

京都市固定資産評価審査委員会

京都市固定資産評価審査委員会規則第1号

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を改正する規則

京都市固定資産評価審査委員会規則の一部を次のように改正する。

第19条第4項各号列記以外の部分中「記名捺印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第20条第2項各号列記以外の部分中「記名捺印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局税務部税制課)